

松江市告示第 149 号

松江市新型コロナウイルス感染症等に係る介護保険料の徴収猶予及び減免の特例に関する取扱要綱（令和 2 年松江市告示第 362 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線に付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(対象となる保険料の納期限の範囲)</p> <p>第 2 条 松江市介護保険条例の一部を改正する条例(令和 2 年松江市条例第 42 号)附則に規定する市長が別に定める日は、<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>とする。</p> <p>(比較する収入の基準)</p> <p>第 4 条 条例附則第 7 条及び第 8 条の減少額の認定に当たっては、<u>令和 4 年 4 月 1 日</u>以降の連続する 1 月以上の期間において、前年同期と比較を行うものとする。</p> <p>(特例徴収猶予の申請期限)</p> <p>第 8 条 第 6 条に規定する申請書の提出は、特例徴収猶予の適用を受けようとする保険料の納期限から 1 年を経過する日又は<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、期限までに提出することが困難であると市長が認める場合はこの限りでない。</p> <p>(特例減免の申請期限)</p> <p>第 12 条 条例附則第 8 条の規定により条例</p>	<p>(対象となる保険料の納期限の範囲)</p> <p>第 2 条 松江市介護保険条例の一部を改正する条例(令和 2 年松江市条例第 42 号)附則に規定する市長が別に定める日は、<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>とする。</p> <p>(比較する収入の基準)</p> <p>第 4 条 条例附則第 7 条及び第 8 条の減少額の認定に当たっては、<u>令和 3 年 4 月 1 日</u>以降の連続する 1 月以上の期間において、前年同期と比較を行うものとする。</p> <p>(特例徴収猶予の申請期限)</p> <p>第 8 条 第 6 条に規定する申請書の提出は、特例徴収猶予の適用を受けようとする保険料の納期限から 1 年を経過する日又は<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、期限までに提出することが困難であると市長が認める場合はこの限りでない。</p> <p>(特例減免の申請期限)</p> <p>第 12 条 条例附則第 8 条の規定により条例</p>

15条第1項が適用される場合において、同条第2項の規定により市長が別に定める申請期限は、**令和5年3月31日**とする。

別表(第9条関係)

保険料減免額の算定
略

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

様式第1号(第6条関係)

(表)

介護保険料特例徴収猶予申請書
略

主たる生計維持者の収入状況	
・ 令和4年4月 以降において、前年同月比で収入が20%減少した月の収入	
令和4年 月	_____円
令和3年 月	_____円
略	

略

(裏)

略

様式第2号(第10条関係)

介護保険料特例減免申請書
略

主たる生計維持者の収入状況	
・ 令和4年4月 以降において、前年同月比で収入が30%減少した月の収入	
令和4年 月	_____円
令和3年 月	_____円
略	

略

15条第1項が適用される場合において、同条第2項の規定により市長が別に定める申請期限は、**令和4年3月31日**とする。

別表(第9条関係)

保険料減免額の算定
略

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

令和2年度相当分の保険料額で、令和2年度末に資格を取得したことにより、令和3年4月以降に普通徴収の納期限が到来する場合

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

様式第1号(第6条関係)

(表)

介護保険料特例徴収猶予申請書
略

主たる生計維持者の収入状況	
・ 令和3年4月 以降において、前年同月比で収入が20%減少した月の収入	
令和3年 月	_____円
令和2年 月	_____円
略	

略

(裏)

略

様式第2号(第10条関係)

介護保険料特例減免申請書
略

主たる生計維持者の収入状況	
・ 令和3年4月 以降において、前年同月比で収入が30%減少した月の収入	
令和3年 月	_____円
令和2年 月	_____円
略	

略

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。